

国民健康保険 ～医療費の分析～

市では、国民健康保険(以下、国保)被保険者の医療費を分析しています。その結果、健康を維持するには、健康診査(以下、健診)による体調管理と、歯を健康に保つことによる病気予防が重要であることが分かってきました。

今回は、その内容についてお知らせします。

くわしくは 保健年金課 国保係 ☎21-5110

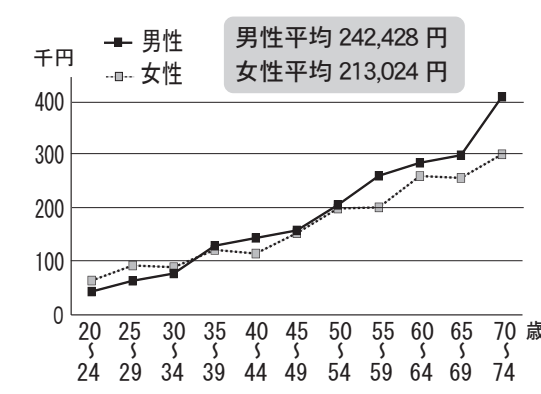
年に1回、若いうちから健診の習慣づけを!

国保被保険者(20歳以上)の年齢・性別による一人当たりの年間医療費を分析しました。

35歳までは女性の医療費が男性の医療費を上回っていますが、35歳を境に逆転します。そして高齢になればなるほどその差は大きくなり、結果として男性の平均医療費が女性の平均医療費よりも高くなることになりました。その理由として、男性は健康管理の機会が少なく、病気の症状が現れてから病院にかかるためではないかと考えられています。

そこで国保では、従来から実施している若い女性の健診に加え、平成22年度から若い男性の健診を実施し

国保被保険者(20歳以上)1人当たりの年間(平成20年3月～平成21年2月)医療費(年齢・男女別)



ています。また、40歳以上の国保被保険者および後期高齢者医療被保険者の基本的健診(特定健診)は無料で実施しています。

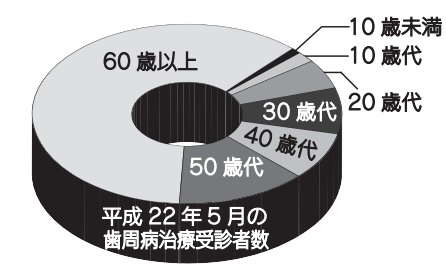
平成23年度の健診は、12月下旬から申込みが始まりますので、生活習慣の改善や健康づくりのためにぜひ受診してください。申込方法などは、後日健康課より郵送される「成人健康診査申し込みのご案内」でご確認ください。



歯を健康に保つことが体の健康の基盤です!

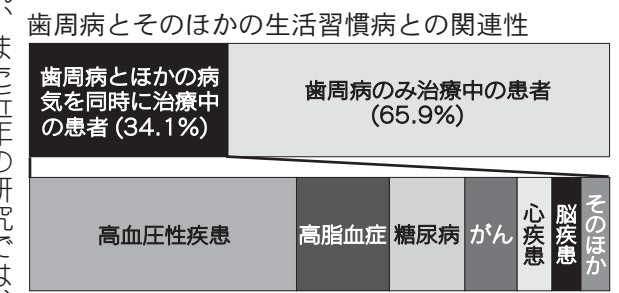
病気の傾向を毎年5月診療分の医療費をもとに分析していますが、国保で受診が多い疾病は1位が高血圧、2位が歯周病、3位が糖尿病でした。そのうち2位の歯周病に着目し、歯周病治療受診者数を年齢別に分析した結果、年齢が高くなるにつれて受診者数が増え、特に60歳以上の受診者数は、全受診者の60%以上を占めていることが分かりました。

また歯周病を治療中の方で、同時にほ



かの生活習慣病を治療している割合は34.1%で、特に多い疾病は、高血圧性疾患や高脂血症、糖尿病でした。

□の中に は体全体の約半分の歯が在中しているといわれ、また近年の研究では、歯周病と生活習慣病の関連が深いことが分かってきています。



歯周病は予防することができるといわれています。まずは、日常生活の中で、正しく丁寧に歯磨きをしたり、間食を減らしたりすることで、歯周病の原因である食べかすが歯につき、機会を減らしましょう。さらに定期的に歯科健診を受けることで、異常のある部分を早期発見・早期治療することができ、歯周病の予防により効果的です。

歯の健康がほかの生活習慣病予防につながります。日ごろから、体の健康はもちろんのこと、歯の健康についても気を配り、健康を維持しましょう。

パブリックコメント ～皆さんの意見を募集します～

日光市環境基本条例(原案)



市では、「日光市環境基本条例」の制定に向けて現在検討しています。これに伴い、条例(原案)を公表し皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。

ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます。

日光市環境基本条例(原案)

この条例は、将来にわたり安定的かつ、継続性をもって展開していく環境施策の基本として制定するものです。

- ◆公表資料◆
- 日光市環境基本条例(原案)
- ◆資料の閲覧場所及び開設時間◆
- 環境課(第4庁舎1階)
- 情報公開コーナー(本庁舎2階)

- 各総合支所市民福祉課・支所・出張所
- ※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分～午後5時15分
- 各公民館・図書館
- 市民サービスセンター
- ※各施設の開設日・開設時間
- 市ホームページ
- ◆意見を提出できる方◆
- 市内に在住または勤務・在学している方
- 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
- 当該案件に利害関係のある個人・法人・団体
- ◆意見の提出方法◆
- 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・メール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。
- ※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。

- ※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆資料の閲覧及び意見の提出期間◆
- 11月25日(木)～12月24日(金)必着
- ◆提出意見の取り扱い◆
- 提出していただいたご意見は、条例制定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。
- 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
- 意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(住所・氏名など)は公表しません。

担当部署(提出先)及びくわしくは
〒321-1292 今市本町1番地
環境課 環境政策係
☎(21)5152・FAX(21)20089
メール kankyou@city.nikko.lg.jp

パブリックコメントとは

日光市が目指す、市民との協働のまちづくりを推進するためには、市が各種の計画などを決定する際に、情報をできる限り開示して、皆さんと共有しなければなりません。また同時に、皆さんの意見などを的確に反映していく仕組みを持たなければなりません。

そのための手段の一つがパブリックコメント制度です。パブリックコメントとは、「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民の皆さんから提出された意見を考慮して最終的に